

事務連絡  
令和5年1月31日

各 

|        |
|--------|
| 都道府県   |
| 保健所設置市 |
| 特別区    |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

各都道府県医師会及び医療機関並びに各都道府県警察との連携の推進等について

平素より医療行政へのご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、埼玉県における在宅医療従事者に対する殺人等事件等、在宅医療従事者の安全に係る事案が発生しているところです。これに関し、日本医師会の依頼を受け、警察庁より各都道府県警察に対し、各都道府県医師会等と連携して医療従事者の安全の確保へ向けた取組を推進するよう求める通達が発出されております（参考）。各都道府県衛生主管部（局）におかれましても、各都道府県医師会や医療機関、各都道府県警察と連携し、在宅医療従事者等の安全確保のための意見交換の機会を設ける等の取組を推進頂くようご協力をお願い致します。

なお、厚生労働省では、令和4年度厚生労働科学研究費補助金において、在宅医療従事者に対する暴力・ハラスメントの事例や対策に関する調査研究を実施しており、その研究成果について、今後情報提供を予定しております。

（参考）

「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について（通達）」（令和4年6月20日付け警察庁丁生企発第346号・丁刑企発第59号警察庁生活安全局生活安全企画課長・刑事局刑事企画課長通達）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/20220620ishikai.pdf>

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和6年3月31日まで) |
| 有効期間   | 二種(令和6年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長  
警視庁地域部長  
警視庁刑事部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各方面本部長  
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁生企発第346号  
警察庁丁刑企発第59号  
令和4年6月20日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁刑事局刑事企画課長

各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について(通達)

各都道府県警察においては、これまでも、各都道府県医師会及び医療機関と連携し、医療従事者等の安全の確保に取り組んできたところであるが、昨年12月に発生した大阪府の医療機関における殺人等事件や、本年1月に発生した埼玉県における医療従事者に対する殺人等事件等を受け、本日、公益社団法人日本医師会会長から別添のとおり依頼がなされた。

各都道府県警察にあっては、同依頼の趣旨を踏まえ、各都道府県医師会との間で、医療従事者等の安全確保のための意見交換を行う機会を設けるなど、各都道府県医師会等と所要の連携を図るとともに、各都道府県医師会等から相談、110番通報等がなされた場合には、その内容に応じて、生活安全部門、刑事部門をはじめとする関係部門が連携し、指導、助言、検挙等の必要な措置を確実に講じられたい。

日医発第 574 号（法安）

令和 4 年 6 月 20 日

警察庁長官

中村 格 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 中川 俊男

（公印省略）

医師会及び医療機関への安全確保に資する支援について（ご依頼）

日頃、円滑な本会業務遂行に対しては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、本会では、患者及び医療従事者が犠牲となる事件が相次いだことを重く受け止め、会内に医療従事者の安全を確保するための対策検討委員会を設置し検討を進めてまいりました。

その中で、現実には危険が差し迫った状況への対応については、警察との連携が極めて重要であることから、日頃より都道府県医師会と都道府県警察との間において緊密な関係を構築することが喫緊の課題との認識を新たにしたところです。

貴庁におかれましては、ご了知のうえ、都道府県警察に対し、全国の医師会、医療機関からの依頼を踏まえ、安全確保に資する必要な支援を的確に行っていただくようご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。